

動物用生物学的製剤

劇薬 要指示医薬品 指定医薬品

ノビリス® IB 4-91 SPH 1000

鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）

【本質の説明又は製造方法】

本剤は、弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルス4-91株（シード）を発育鶏卵で増殖させて得た感染尿膜腔液に安定剤を加え、凍結乾燥したものである。

本剤はほぼ球状の乾燥物で乳白色を呈し、リン酸緩衝食塩液で溶解したものは黄色を帯びた半透明で均質な懸濁液である。

【成分及び分量】

乾燥ワクチン 1容器(1000羽分)中

成分		分量
主剤	発育鶏卵培養弱毒鶏伝染性気管支炎ウイルス4-91株（シード）	10 ^{6.5} EID ₅₀ 以上
安定剤	ソルビトール	20.0～666 mg
安定剤	カゼイン製ペプトン	10.0～333 mg
安定剤	ゼラチン	10.0～333 mg
緩衝剤	リン酸水素二ナトリウム二水和物	0.05～1.67 mg
保存剤	ゲンタマイシン硫酸塩	0.03～1.00 mg(力価)

カゼイン製ペプトンは牛の乳、ゼラチンは牛の皮及び骨（頭骨・脊椎及び脊髄を除く）由来成分である。

【効能又は効果】

鶏伝染性気管支炎の予防

【用法及び用量】

(1) 散霧接種

乾燥ワクチンを250 mLの飲用水で溶解し、散霧器を用いて1日齢の鶏の頭上30～40 cmの高さから均等に散霧接種する。

(2) 飲水投与

乾燥ワクチンを100 mLの飲用水で溶解した後、日齢に応じた量の飲用水で希釈し、飲水投与する。

【使用上の注意】

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

(一般的注意)

- ・本剤は、要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は、効能・効果において定められた目的のみ使用すること。
- ・本剤は、定められた用法・用量を厳守すること。

(使用者に対する注意)

- ・作業時には防護メガネ、マスク、手袋等の防護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないように注意すること。
- ・作業後は、石けん等で手をよく洗うこと。

(取扱い及び廃棄のための注意)

- ・外觀又は内容に異常を認めたものは使用しないこと。
- ・使用期限が過ぎたものは使用しないこと。
- ・本剤には他の薬剤(ワクチン)を加えて使用しないこと。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。
- ・直射日光又は凍結は品質に影響を与えるので、避けること。
- ・使い残りのワクチン及び使用済みの容器は、消毒又は滅菌後に地方公共団体条例等に従い処分、若しくは感染性廃棄物として処分すること。
- ・投与に用いた器具等は、使用後消毒すること。

2. 使用に際して気を付けること

(使用者に対する注意)

- ・誤って眼や鼻に入った場合は直ちに洗浄水で洗い、医師の診察を受けること。

本ワクチン成分の特徴

微生物名	抗原		アジュバント
	人獣共通感染症の当否	微生物の生・死	
鶏伝染性気管支炎ウイルス	該当しない	生	無 一

本ワクチン株は、人に対する病原性はない。

(鶏に関する注意)

- ・本剤の投与前には健康状態について検査し、重大な異常(重篤な疾病)を認めた場合は投与しないこと。ただし、対象鶏群が鶏伝染性気管支炎に感染するおそれがある場合、緊急予防を目的として投与適否の判断を慎重に行い、使用することができる。
- ・本剤投与後は温度及び湿度管理等に十分注意し、数日間は安静を保ち、鶏に与えるストレスの軽減を図ること。
- ・副反応が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

(取扱いに関する注意)

- ・容器に充てんされているワクチンは全て一度に溶解すること。
- ・溶解は使用直前に行い、溶解後は速やかに使用すること。
- ・使い残りのワクチンは使用しないこと。

・本剤とニューカッスル病生ワクチン又は鶏伝染性喉頭気管炎生ワクチンを同時に接種すると、ウイルス間の干渉作用により本剤の効果が抑制されることがあるので1週間以上の間隔をあけること。

・散霧接種する場合

①散霧器は本ワクチン専用とし、使用前後に熱湯を用いてタンクからノズルに至る管内を消毒し、その後ワクチン希釈に適した飲用水でよく洗浄すること。消毒剤は使用しないこと。

②散霧接種に先立ち、散霧量、散霧時間、散霧粒子の大きさ等を調整し、最適条件で使用すること。特に粒子は、150ミクロン以上の大きさで使用すること。

③散霧接種する際には、散霧粒子が空中に浮遊する間はなるべく鶏舎内の空気の流れを止めて鶏舎外への流出を防ぐこと。ただし、夏期には鶏舎の温度が過度に上昇しないように注意すること。

④散霧接種後は、輸送などのストレスに十分配慮すること。特に接種後はひなの体表が濡れているので保温に注意し、また、ムレ(過湿状態)が起こらないように十分気を付けること。

・飲水投与する場合

①飲水投与に用いる器具は、消毒薬を含まないきれいな冷水で洗浄すること。飲用水にやむを得ず水道水を用いる場合は、予め煮沸、汲み置きあるいは水道水10Lにチオ硫酸ナトリウム(ハイポ)0.2g又はスキムミルク20gを添加して残留塩素を除去した後、使用すること。

②鶏にワクチンを均等に投与するため、全部の鶏が均等に飲めるように十分な数の給水器を準備すること。

③飲水を確実にするため、投与前2～3時間は断水すること。日齢に応じてワクチン溶液を2～3時間で飲み終える量に調整し、ワクチン溶液がなくなってから通常の飲用水に戻すこと。

・他のワクチン投与や移動などによりストレスを受けているもの。

・明らかな栄養障害があるもの。

②副反応

・初生ひなに用いた場合、一過性の軽度の呼吸器症状が認められることがある。

・鶏の健康状態、投与方法によっては、本剤投与後まれに呼吸器症状が現れる場合があるので注意すること。

③取扱い上の注意

・使用時よく振り混ぜて均一とすること。

・ワクチンの調整時には清潔な用具を使用し、雑菌などを混入させないこと。

④その他の注意

・本剤はシードロットシステムにより製造され、国家検定を受ける必要のないワクチンであるため、容器又は包装に「国家検定合格」と表示されていない。

【製品情報お問い合わせ先】

MSDアニマルヘルス株式会社

〒102-8667 東京都千代田区九段北一丁目13番12号

T E L : 03-6272-1099

F A X : 03-6238-9080

ノビリス IB 4-91 SPH1000

添付文書情報



<https://www.vm.nval.go.jp/public/detail/19408>

(専門的事項)

①対象動物の使用制限等

鶏が、次のいずれかに該当すると認められる場合は、本剤の有効性及び安全性を十分に勘案した上で、投与の可否を慎重に判断すること。

・発熱、下痢、重度の皮膚疾患など臨床異常が認められるもの。

・疾病の治療を継続中のもの又は治癒後間がないもの。

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所(<https://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>)にも報告をお願いします。

製造販売元(輸入)

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北一丁目13番12号

